



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年 9月10日火曜日 第1389号

◇ 目 次 ◇ 規 則

知事が管理する公文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則.....1007

告 示

土地改良区役員の就任の届出.....1007
土地改良区役員の就退任の届出（2件）.....1007
市営土地改良事業の施行の同意.....1008
県営土地改良事業の工事の完了.....1008
解除予定保安林.....1008
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....1008
道路の区域変更（県道長浜保内線外）.....1008
道路の供用開始（ " ）.....1009
都市計画事業の事業計画の変更認可.....1009
宅地建物取引業法第67条第1項の規定に基づく公告.....1009

公 告

パーソナルコンピュータの購入.....1009
愛媛県立保育専門学校入学生の募集.....1010
診断用模擬運転装置の借入れ.....1011

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第59号

知事が管理する公文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年 9月10日

愛媛県知事 加戸守行

知事が管理する公文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則

知事が管理する公文書の公開等に関する規則（平成10年愛媛県規則第56号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

公文書の件名その他の公開請求に係る公文書を特定するに足る事項	を
請求の理由	

公文書の件名その他の公開請求に係る公文書を特定するに足る事項	に
（公文書の件名が分からない場合は、知りたい内容を具体的に記入してください。）	

改め、同様式記入上の注意中1を削り、2を1とし、3を2とする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際現に改正前の知事が管理する公文書の公開等に関する規則様式第1号の規定により提出されている書類は、改正後の知事が管理する公文書の公開等に関する規則様式第1号の規定により提出された書類とみなす。

告 示

○愛媛県告示第1526号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、土居町上野土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成14年 9月10日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	信 藤 秀 夫	宇摩郡土居町大字上野2624番地

○愛媛県告示第1527号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、土居町北野土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年 9月10日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	合 田 功 一	宇摩郡土居町大字北野2051番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	合 田 勝	宇摩郡土居町大字北野1996番地1

○愛媛県告示第1528号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、長浜町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年 9月10日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

平成14年 9月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1530号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成14年 9月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	頓田川地区	平成14年 6月29日

○愛媛県告示第1531号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成14年 9月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 解除予定保安林の所在場所
南宇和郡内海村柏 856・857 の 1・858・859・1075（以上 5 筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
林道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び内海村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1532号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第 8 条第 2 項（同規則第21条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成14年 9月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間
平成14年 9月10日から 9月23日まで

役員の種類	氏 名	住 所
理事	久 保 幾 男	喜多郡長浜町大字下須戒甲935番地
"	西 川 美喜雄	喜多郡長浜町大字上老松甲419番地
"	菊 地 儀 明	喜多郡長浜町大字豊茂甲1015番地
"	惣 谷 夫二郎	喜多郡長浜町大字戒川甲964番地
"	渡 邊 重 孝	喜多郡長浜町大字柴甲1051番地
"	宮 本 増 憲	喜多郡長浜町大字戒川甲214番地
"	矢 間 一 義	喜多郡長浜町大字今坊甲1407番地
"	久 保 正 甫	喜多郡長浜町大字黒田甲228番地 2
"	田 中 堅太郎	喜多郡長浜町大字櫛生乙135番地
"	岡 孝 志	喜多郡長浜町大字沖浦丙2125番地
"	小 西 甫 明	喜多郡長浜町大字出海甲1272番地
"	垣 見 芳 彦	喜多郡長浜町大字出海乙1169番地
"	西 田 洋 一	喜多郡長浜町大字下須戒甲1945番地
監事	菊 地 宣 之	喜多郡長浜町大字豊茂甲503番地 2
"	寶 生 芳 正	喜多郡長浜町大字櫛生乙893番地
"	山 下 利 治	喜多郡長浜町大字柴甲1595番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	菊 地 儀 明	喜多郡長浜町大字豊茂甲1015番地
"	菊 地 宣 之	喜多郡長浜町大字豊茂甲503番地 2
"	惣 谷 夫二郎	喜多郡長浜町大字戒川甲964番地
"	渡 邊 重 孝	喜多郡長浜町大字柴甲1051番地
"	宮 本 増 憲	喜多郡長浜町大字戒川甲214番地
"	矢 間 一 義	喜多郡長浜町大字今坊甲1407番地
"	久 保 正 甫	喜多郡長浜町大字黒田甲228番地 2
"	田 中 堅太郎	喜多郡長浜町大字櫛生乙135番地
"	加 納 芳 彦	喜多郡長浜町大字須沢丙425番地
"	小 西 甫 明	喜多郡長浜町大字出海甲1272番地
"	石 山 豊	喜多郡長浜町大字出海乙 1 番地
"	西 田 洋 一	喜多郡長浜町大字下須戒甲1945番地
監事	松 田 重 高	喜多郡長浜町大字上老松甲411番地
"	梶 尾 一 正	喜多郡長浜町大字櫛生甲1280番地

○愛媛県告示第1529号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、伊予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上三谷原地区）の施行に平成14年 8月27日同意した。

○愛媛県告示第1533号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 9月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	長浜保内線	喜多郡長浜町大字豊茂甲1122番 1 地先から 同大字甲1183番 2 地先まで	旧	メートル 4.0~15.0	キロメートル 0.133	
			新	4.0~15.0 10.8~49.2	0.133 0.120	

"	肱川公園線	喜多郡肱川町大字山鳥坂300番1地先から	旧	4.6~12.4	0.224	
		同大字586番1地先まで	新	10.6~34.5	0.224	

○愛媛県告示第1534号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年9月10日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	長浜保内線	喜多郡長浜町大字豊茂甲1122番1地先から 同大字甲1183番2地先まで	平成14年9月10日
"	肱川公園線	喜多郡肱川町大字山鳥坂291番2から 同大字289番2まで	"

○愛媛県告示第1535号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道事業松山公共下水道（松山市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成14年9月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 事業施行期間

昭和33年10月15日から

平成23年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

(中央排水区)

松山市

保免中二丁目、南江戸四丁目、生石町

(西部排水区)

松山市

西垣生町、別府町、大可賀三丁目、神田町、三杉町、南吉田町

(北部排水区)

松山市

堀江町、和気町二丁目、勝岡町、太山寺町、和気町一丁目

(2) 使用の部分

(中央排水区)

松山市

南江戸四丁目から小坂五丁目までの区間内、生石町から和泉北一丁目までの区間内、土居田町から保免中二丁目までの区間内、保免中二丁目から古川西一丁目までの区間内

(西部排水区)

松山市

南吉田町から東垣生町までの区間内、東垣生町から南吉田町までの区間内、南吉田町から北吉田町までの区間内、北吉田町から別府町までの区間内、別府

町から大可賀三丁目までの区間内

(北部排水区)

松山市

和気町二丁目から和気町一丁目までの区間内、和気町一丁目

○愛媛県告示第1536号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、当該宅地建物取引業者は、愛媛県土木部道路都市局建築住宅課まで申し出られたい。

なお、この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定によりその免許を取り消す。

平成14年9月10日

愛媛県知事 加戸守行

商号又は名称	氏名又は代表者の氏名	免許番号	免許年月日
株式会社 未来工務店	山岡和彰	愛媛県知事 ⁽⁴⁾ 第3600号	平成10年9月7日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成14年9月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 入札に付する事項

(1) 件名

パーソナルコンピュータの購入

(2) 購入物品名及び数量

パーソナルコンピュータ（知事が指定するソフトウェア一式、搬入、据付け、配線、調整等一式を含む。）

163台

- (3) 購入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入期限
平成14年11月29日
- (5) 納入場所
知事が指定する場所
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
知事の審査を受け、営業種別「機械器具類」について平成14年度及び平成15年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県総務部総務管理課用品調達係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話（089）941 2111 内線 2310
- (2) 入札書の受領期限
平成14年10月25日（金）午後2時
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成14年10月25日（金）午後2時
愛媛県総務部総務管理課会議室
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しな

なければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Personal Computer ,163 sets
- (2) Time limit of tender: 2:00 p .m . 25 October 2002
- (3) For further information ,please contact: Supplies Procurement Section , General Administration Division , General Affairs Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 941 2111 Ext 2310

○公 告

愛媛県立保育専門学校入学生の募集について

平成15年度愛媛県立保育専門学校入学生を次のとおり募集する。

平成14年9月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 修業年限及び定員

- (1) 修業年限 2年
(2) 募集定員 50人

2 入学資格

次のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者（平成15年3月卒業見込みの者を含む。）若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校を修了した者を含む。）又は文部科学大臣において、これと同等以上の資格を有すると認定した者
- (2) 満18歳以上の者であって、児童福祉施設において2年以上児童の保護に従事したもの

3 入学手続

(1) 提出書類

ア 保育専門学校入学願書（最近6箇月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で、縦7センチメートル横5センチメートルの写真をはること。）

イ 受験資格を証明する書類

ウ 最終卒業学校の学業成績証明書

エ 身体検査書（募集要項に添付の用紙を使用し、提出期限前2箇月以内に医師が作成したものに限る。ただし、平成15年3月卒業見込みの者については、他の提出書類で身体検査書の内容が確認できる場合は、当該他の提出書類をもってこれに代えることができる。）

(2) 書類提出先

松山市御幸二丁目3番41号

愛媛県立保育専門学校

(3) 入学願書の提出期間

平成15年1月9日（木）から1月22日（水）までの勤務時間中とする。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 入学試験

(1) 試験内容

ア 筆記試験（3科目）

国語（国語Ⅰ）、数学（数学Ⅰ）、英語（英語Ⅰ）

イ 人物考査

ウ 能力テスト

リズム（歩く、スキップ、かけっこのリズム）

音楽

器楽 バイエル（60番から80番の中から当日指定）及び自由曲

声楽 ①「荒城の月」（作曲 滝 廉太郎）二短調・八短調・口短調

②「ここは瀬戸内」（作曲 芥川 也寸志）へ長調

中学音楽教科書より

（以上2曲のうち1曲を当日指定、何調で歌うか、また、どの声部（パート）を歌うかは自由選択とする。）

(2) 試験場所

愛媛県立保育専門学校

(3) 試験実施期日

平成15年2月5日（水）から2月7日（金）の3日間
開始時間は午前9時

5 合格発表

平成15年2月20日（木）愛媛県立保育専門学校に掲示するとともに、本人に通知する。

6 授業料

無料

7 卒業後の資格

保育士となる資格が得られる。

8 その他

詳細は、返信用切手同封の上、愛媛県立保育専門学校へ照会すること。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成14年9月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

診断用模擬運転装置の借入れ

(2) 借入物品名及び数量

診断用模擬運転装置一式（中央制御装置一式、模擬運転席20席、教材一式、搬入、据付け、配線、調整等一式）

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

平成14年12月1日から平成15年3月31日まで

(5) 借入場所

愛媛県警察本部交通部運転免許管理課

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成14年度及び平成15年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部総務室会計課調度係

〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089)934 0110 内線 2231

(2) 入札書の受領期限

平成14年10月23日（水）午後1時30分

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成14年10月23日（水）午後1時30分

愛媛県警察本部大会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be Leased:

Diagnostic driving simulator , 1set

(2) Time limit of tender: 1:30 p .m . October , 23 , 2002

(3) For further information ,please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division ,Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110 ext 2231